3　前項の規定の適用については、共済掛金期間は、その始期の属する月の十六日に開始するものとみなす。

（家畜共済に係る保険料）

第二百三十二条　令第三十八条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、家畜共済区分ごと及び危険段階ごとの前条第二項に規定する経過総共済金額に危険段階別家畜保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2　前項の危険段階別家畜保険料基礎率は、家畜異常各年被害率を基礎として家畜共済区分ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（家畜共済に係る保険金の算定）

第二百三十三条　令第三十八条第三項の共済事故による損害に応じて算定される金額には、第百六十六条の規定を準用する。

（果樹共済に係る保険金の限度）

第二百三十四条　令第三十九条第三項ただし書の農林水産省令で定める果樹保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百二十八条第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2　令第三十九条第三項ただし書の規定による保険金の限度額には、第二百九条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは「令第三十三条第三項本文」と、「令第三十七条第三項本文」とあるのは「令第三十九条第三項本文」と読み替えるものとする。

（畑作物通常責任共済金額）

第二百三十五条　令第四十条第一項に規定する畑作物通常責任共済金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に第二百十四条第一項の危険段階別畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

（畑作物共済に係る保険料）

第二百三十六条　令第四十条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別畑作物保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2　前項の危険段階別畑作物保険料基礎率は、畑作物異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（畑作物共済に係る保険金の限度）

第二百三十七条　令第四十条第三項ただし書の農林水産省令で定める畑作物保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百二十九条第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2　令第四十条第三項ただし書の規定による保険金の限度額には、第二百九条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは「令第三十四条第三項本文」と、「令第三十七条第三項本文」とあるのは「令第四十条第三項本文」と読み替えるものとする。

（園芸施設通常責任共済金額）

第二百三十八条　令第四十一条第一項第二号に規定する園芸施設通常責任共済金額は、共済掛金区分等ごと及び危険段階ごとの経過総共済金額に第二百十七条第一項の危険段階別園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2　前項の「経過総共済金額」とは、共済金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額を、特定組合等の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

一　共済責任期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合　次の表の上欄に掲げる共済責任期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

共済責任期間の満了の月	率
四月	二十四分の一
五月	二十四分の三
六月	二十四分の五
七月	二十四分の七
八月	二十四分の九
九月	二十四分の十一
十月	二十四分の十三
十一月	二十四分の十五
十二月	二十四分の十七
一月	二十四分の十九
二月	二十四分の二十一
三月	二十四分の二十三

二　共済責任期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度の翌事業年度に満了する場合　次の表の上欄に掲げる共済責任期間の開始の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

共済責任期間の開始の月	率
四月	二十四分の二十三
五月	二十四分の二十一
六月	二十四分の十九
七月	二十四分の十七
八月	二十四分の十五
九月	二十四分の十三
十月	二十四分の十一
十一月	二十四分の九
十二月	二十四分の七
一月	二十四分の五
二月	二十四分の三
三月	二十四分の一

三　共済責任期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合　当該共済責任期間の月数に二を乗じ二十四で除した率

3　前項の規定の適用については、共済責任期間は、その始期の属する月の十六日に開始するものとみなす。